

意見書における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解

○意見書の提出総数 1通

【県道平塚松田改築工事】

意見書の要旨		事業認定庁の見解
道路計画①	この地域は山間地であり、本路線は緊急輸送路に指定しているが何を輸送するのか。震災便乗工事にしか見えない。	本件事業は、車両、歩行者等の通行の支障となっている現道の隘路を解消するため、工事が進められてきたものであり、本件事業の完成により線形等が良好な道路が整備されることから、車両、歩行者等の安全かつ円滑な交通に寄与するものと考えられる。
道路計画②	公共の道路を作るのに隣地に官地(水路)があるので道路用地に利用してもらいたい。	バイパス区間の位置、範囲等は、県道中井羽根尾との接続方法等も考慮し、道路構造令に基づき決定されたものであり、合理的な道路計画であると考えられる。
その他①	県は、昭和40年代の松田羽根尾線(現在の県道中井羽根尾)付け替え工事の際に無断かつ不当に擁壁、水路等を民地に作り、擁壁はいまだに撤去されていない。	いずれも本件事業とは別の工事等に関する事で、本件事業とは直接関係のない事項であると考えられる。
その他②	平成8年当時、水田埋め立ての時に県、町、地権者で立ち会いをしたが、前の工事を隠蔽するための測量図面まで作って送ってきた。	
その他③	平成18年の測量のときには植木の植え直しを1年以上放置され、私の方から話しをして業者と私が植えた。	
その他④	中井町は、昭和55年当時、固定資産税を無断で無効登記に付け替え、所有者に損害を与え、現在に至っても謝罪もない。	
		過去に中井町が行った固定資産税に関する事であるので、本件事業とは直接関係のない事項であると考えられる。